

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令等の
施行について（技術的助言）

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第1号。以下「改正令」という。）が令和6年1月4日に公布されたところであり、令和7年4月1日から施行されることとなった。

また、^し尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第103号。以下「改正告示」という。）についても、令和7年2月19日に公布されたところであり、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

については、改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴都道府県管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 改正の概要

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準の項目中「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直された。

こうした環境基準の見直しを踏まえ、水質汚濁防止法施行令（昭和46年法政令第188号）等に規定される「大腸菌群数」に係る基準（1立法センチメートルにつき3,000個以下）が、これに相当する「大腸菌数」に係る基準（1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下）に改められたことを踏まえ、水質汚濁防止法に基づく排水基準の項目を引用する以下の政令等に関し、改正を行った。

1. 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の改正

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 31 条第 2 項及び第 36 条に基づき建築基準法施行令第 32 条第 1 項第 2 号で定める浄化槽の汚水処理性能について、「大腸菌群数」に係る基準（1 立法センチメートルにつき 3,000 個以下）を「大腸菌数」に係る基準（1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位以下）に改めた。

2. 屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和 55 年建設省告示第 1292 号。以下「浄化槽告示」という。）の改正

水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている場合に合併処理浄化槽が満たすべき構造方法を定めた浄化槽告示第 12 において、「大腸菌群数」に係る基準（1 立法センチメートルにつき 3,000 個以下）を「大腸菌数」に係る基準（1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位以下）に改めた。

第 2 施行日前に設置された浄化槽等の取扱いについて

改正令及び改正告示の施行の日前に設置された屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽又は改正令及び改正告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、改正令及び改正告示による改正前の基準に適合するものは、上記改正の概要に鑑み、改正後の基準にも適合するものとして取り扱われることに留意されたい。